

発議第16号

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書について

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年10月22日 提出

松阪市議会議員 楠谷 さゆり
坂口 秀夫
久松 倫生

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

義務教育は、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。2017年4月の義務教育費国庫負担法の一部改正・施行においても、学齢を経過した者に対する夜間等に設定する教育課程の実施のために配置される教職員が対象に加わるなど、制度の充実が図られてきているが、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係る様々な面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっている。2015年度末時点で、学校図書館の蔵書数の標準を満たしている市内公立小中学校の割合は、小学校で55.6%、中学校では50.0%と、その標準を満たしているとは言いづらい状況である。

また、教育用コンピュータ機器端末の整備について、早急かつ一定の水準を等しく担保しながら進められるべきであり、先般の学習指導要領等改訂において、小学校英語やプログラミング教育等が導入されていく中、まさに教育行政全体としての急務かつ国としての責務と考えられる。しかしながら、その全国水準の現状は、教育基本法により定められている「第2期教育振興基本計画（2013）」に掲げた目標値にも及んでいない。

そのような中、新たに示された「教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画（2018～2022）」では、より高い水準の目標値が掲げられたが、引き続き一般財源による地方財政措置となっている。松阪市内の3中学校では既に1人1台のタブレット端末を活用した学習を行っており、今年度新たに11小学校でもタブレット端末が整備され、学年や教科に応じて活用した学習を行っている。今後も他の小中学校においてもタブレット端末の活用が広がっていくと思われるが、保護者の負担なく、児童生徒の「豊かな学び」につながる学習を進められるようにすることが求められる。

これまでの教育環境整備に係るさまざまな整備計画の進捗とその結果を見るに当たり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要である。未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要である。

よって、国においては、義務教育について、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度のさらなる充実が求められることから、義務教育費国庫負担制度の充実を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 10 月 22 日

三重県松阪市議会議長 中 島 清 晴

発議第17号

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年10月22日 提出

松阪市議会議員 楠谷 さゆり
山本 節
久松 倫生

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

2017年、「義務標準法」が改正され、小中学校等における「障害に応じた特別の指導」や「日本語能力に課題のある児童生徒への指導」のための教員が基礎定数化された。しかしながら、学級編成については、2011年に小学校1年生における標準が40人から35人に引き下げられて以降、法改正による引き下げはされておらず、国際的な比較においても高い上限値の基準といえる。また、1クラス当たりの児童生徒数においても、日本は小学校27人、中学校32人と経済協力開発機構（OECD）加盟国平均（小学校21人、中学校23人）を大きく上回っている。（2017年OECD公表値）

新学習指導要領等への移行及び全面改訂の時期を迎えた今、児童生徒の創造性や考える力を培う授業への転換を図り、子供たちの自己実現に向けた主体的、協働的な「豊かな学び」を実現するため、教職員がよりきめ細かく児童生徒一人一人と向き合うことのできる環境整備の第一の手立ては、教職員定数を計画的に改善することにほかならないと考える。

また、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（2017年文科省）においても、その実現に向けた必要な環境整備として、人的措置の充実について言及している。さらに、教員のストレス調査の分析結果（2017年文科省）では、教員のストレス状態の特徴として、「量的負荷が高く、メンタルヘルス不良状態」さらに、「勤務時間の長さや状態不良傾向に有意な相関がある」とされている。教職員が心身ともにゆとりを持って、日々の教育活動と向き合える環境をつくり出していくことは、子供たちの「豊かな学び」の保障につながる土台として重要である。そのためにも、教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれる。

一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比約4.4%で、OECD加盟国平均（5.2%）にいまだに及んでいない。そのような中、今回の新学習指導要領等への改訂には、小学校英語科や「特別の教科 道徳」を初め、多くの「改革」が盛り込まれ、教育現場には、教材・教具等の物的な充実はもとより学校運営に係る予算の充実が今以上になされるべきと考える。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そしてそれらは、子供たち一人一人の「豊かな学び」を保障することにつながる。

よって、国においては、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月22日

三重県松阪市議会議長 中 島 清 晴

発議第18号

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書について

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年10月22日 提出

松阪市議会議員 楠谷 さゆり
米倉 芳周
坂口 秀夫
久松 倫生

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書
厚労省の「国民生活基礎調査（2016公表）」によると、「子供の貧困率」は13.9%、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされている。また、子供がいる世帯のうち、ひとり親など大人が1人の世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれている。「子供の貧困対策に関する大綱（2014年閣議決定）」における基本的な方針の筆頭に「貧困の連鎖の解消」が掲げられているとおり、その連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、極めて重要であると考えます。

学校をプラットフォームとした子供の貧困対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子供たちに対して、教育相談などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていくことが必要であり、心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のさらなる拡充が求められている。

また、地域社会においても生活困窮者への自立支援の取り組みが進む中、児童生徒への学習支援事業や「子ども食堂」等の子供の居場所づくりにかかわる取り組みが進められており、公的な人的措置や経費負担等、社会全体としての支援の充実が求められる。

日本における大学等の高等教育段階での総教育支出のうち、66%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構（OECD）加盟国平均の30%を大きく上回っている（OECD「図表でみる教育2017」）。さらに、高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされている。また、子供の進学率において、ひとり親世帯（高校等93.9%、大学等23.9%）は全世帯（高校等96.5%、大学等53.7%）を下回っている状況である。

そのような中、2017年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設され、2018年度より本格実施となった。また、先般の生活保護法の改正に伴い、大学及び専門学校への進学準備給付金が創設された。しかし、「学生生活調査結果」（2018年3月）においては、「貸与型奨学金の返還に係る負担」を理由に受給申請を諦めている学生がふえている実態が指摘されている。また、高等学校等就学支援金制度においては、修業年限による支給制限の緩和など制度の拡充が求められている。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援にかかわる制度・施策のより一層の充実が求められている。

よって、国においては、すべての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月22日

三重県松阪市議会議長 中 島 清 晴

発議第19号

防災対策の見直しを初めとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書について

防災対策の見直しを初めとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年10月22日 提出

松阪市議会議員	市野幸男
	楠谷さゆり
	坂口秀夫
	久松倫生

防災対策の見直しを初めとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）（2013年）」では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35万人から約56万人に上り、1カ月後においても約10万人から約20万人が避難所生活を続けることになると推計されている。

東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）では、多くの学校が避難所となった。地域の避難所として、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められている中で、「体育館の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」、「トイレまでの動線に段差や階段があり、車椅子利用者等への対応が困難」などの課題が報告されている。

松阪市内の公立学校47校は避難所指定を受けており、被災時、大勢の避難者が学校に避難してくることが想定される。2018年3月末現在、各学校において非常食200食から1200食、飲料水（2L）18本から66本、非常時用排便収納袋は200袋から1900袋が備蓄されている。

一定期間生活することとなる学校において、今夏のような気温35℃を超える日が何日も続くと、空調設備なしでは生命の危機にかかわる。松阪市内では来年度中に全ての公立学校、普通教室に空調設備がつくことが決まったが、体育館に空調設備のある学校はない。このままでは、普通教室を避難所として使用することになり、教育活動を行うことができない。避難所機能が継続する中で教育活動を行うためにも、避難所としての学校の施設・設備の整備・充実が必要である。

また、三重県内の津波による浸水が予測される地域等に所在する学校は、公立小中学校で120校（23.4%）となっており、その大多数が避難所に指定されている。高台移転や校舎等のかさ上げ工事等の対策が必要とされる中、いまだ具体的な見通しは示されていない。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災にかかわる施策がさらに充実されることを強く望むところである。

加えて、先般の大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による被害を受け、避難所機能にかかわる部分以外においても、学校施設の老朽化等に伴う安全性の低下を危ぶみ、早期の安全点検と対策の充実を求める声も高まっている。

よって国においては、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月22日

三重県松阪市議会議長 中 島 清 晴